懲戒告示

このたび，本学学生が学生の本分に反する行為を行ったため，広島大学通則第40条の規定に基づき，下記のとおり懲戒処分を行ったので，告示する。

今後このような不祥事が再発しないよう，学生諸君の一層の自覚を促すものである。

記

事案の概要

懲戒の種類

処分年月日　　令和　年　月　日

令和　年　月　日

広 島 大 学 長